

令和2年度

第2回ふじさわ人権協議会

2020年11月18日(水)

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和課

(省 略)

○事務局（中丸） では、定刻となりましたので、これより令和2年度第2回ふじさわ人権協議会を開催させていただきたいと存じます。

今年度第2回ということですのでけれども、このように皆さんお集まりいただいで会議は初めてになりますので、まずは、今年度の事務局の紹介をさせていただきます。

○事務局（諏訪間） 人権男女共同平和課の課長の諏訪間と申します。どうぞよろしくお願いたします。私は、この4月に当課に配属となりまして、前の所属は同じ企画政策部の企画政策課というところで業務に従事させていただいておりました。

第1回の協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため書面開催とさせていただき、委員の皆様には、いろいろとご協力いただきましてありがとうございました。現在導入を進めております藤沢市パートナーシップ宣誓制度についてのご意見をいただくなど、ご協力いただいております。

今回は第2回目ということで、9月、10月とコロナの関係で感染者は横ばいだったのですが、ご存じのように、11月に入りましてなかなかちょっと厳しい状況になってきていると認識しております。今後、行政のほうも改めて感染対策徹底という意味では、またいろいろな情報を踏まえて皆様に情報発信させていただくとともに、コロナに伴う人権に対する偏見や差別など、そういったことも一方で課題となっておりますので、また皆様のご意見、お知恵をお借りしながら、その取組を進めていかなければならないと思っております。

そういった意味では、今回いろいろと対策をした上で会議の開催とさせていただいております。会議時間は1時間から1時間半程度と考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（中丸） 皆さんこんにちは。人権男女共同平和課主幹の中丸と申します。

私はこの課で3年目となりますが、まだまだいろいろ人権課題についても勉強しなければいけないような状況です。皆様のお力添えをいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（中村） 人権男女共同平和課の中村真理子と申します。私も4月に福祉健康部の地域包括ケアシステム推進室からこちらに異動してまいりました。まだまだ勉強不足ですが、これから頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（中丸） 今年度はこのメンバーで事務局をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、今年度から異動等によりまして新たに委員になられた方のご紹介をさせていただきます。

笹原委員の後任といたしまして、木村委員。

○木村委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○事務局（中丸） 大嶋委員の後任といたしまして、岸本委員。

○岸本委員 岸本です。よろしくお願いいたします。

○事務局（中丸） 佐藤委員の後任といたしまして、宮城委員。

○宮城委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○事務局（中丸） 新たに委員になりました皆様に自己紹介を簡単にお願ひしたいと思います。今の順番で簡単に自己紹介をお願いいたします。

○木村委員 神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所指導課長の木村と申します。昨年度、笹原がこちらの委員ということで引き継いでまいりました。学校関係のことが中心になると思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○岸本委員 弁護士の岸本です。商工会議所の議員として委員にご選任いただきました。ミナパークの隣で弁護士をやっておりますけれども、受験時は憲法の科目で、人権を一生懸命勉強したのですが、その成果も人権協議会委員として、この地元の藤沢の住みよいまちづくりに資する形で還元できればいいなと思っております。これから一緒に勉強させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○宮城委員 藤沢、茅ヶ崎、寒川の働く者で組織されています湘南地域連合で副議長を仰せつかっております宮城と申します。勤務先は隣の隣のNTTになっております。まず、特に私みたいな、無知による差別とか知らないうちに差別していることとか、そういったことが多いと思っております。こちらのほうでも勉強させていただいて、多くの人に広げていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（中丸） どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

本日は、皆様ご出席いただいております。宮部委員には、この後、別の会議があるということで4時ごろ退席ということになると思います。

会議の成立につきましては、ふじさわ人権協議会要綱第7条の規定に定めます半数以上の委員の出席が認められておりますので、この会議が成立していることを申

し添えさせていただきます。

次に、開催に当たりまして、本日の会議の公開・非公開についてお諮りいたします。

本市におきましては、市政において重要な役割を果たしております各種審議会等の附属機関やこれに準ずる機関の会議は、市政運営や政策形成における公平性及び透明性を高められるよう、藤沢市情報公開条例第30条の規定により、原則公開としております。

本会議におきましても公開を原則として運営しているところでございますが、本日の議題3「藤沢市パートナーシップ宣誓制度について」につきましても、資料に個人に関する情報が含まれておりますので非公開とさせていただきたいと考えておりますが、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局(中丸) では、議題3については非公開、それ以外については公開という形でやらさせていただきます。

では、傍聴人の確認をお願いします。

傍聴人の方はいらっしゃらないということでしたので、このまま進めさせていただきます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

○事務局(中丸) では、ここからの議事進行につきましては、ふじさわ人権協議会要綱第5条第2項に従いまして、片岡会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○片岡会長 どうも、皆様こんにちは。昨年11月以来の開催ということで、まさに1年ぶりにお目にかかることとなります。今年度から3人の新しいメンバーの方も入られて、新たな気持ちでまたスタートしていきたいと思っております。

この間、今もまだ続いておりますが、コロナの状況によって、罹患者や、あるいは医療従事者に対する差別、特にネット上での書き込みといった問題、新たな人権課題が発生してまいりました。また、ひとり親家庭とか不安定雇用の方が職を失ったり、あるいは別な形で経済的に困窮されたりという状況も出てきております。すごく大きなワークスタイルの変化がありました。今まで会社に通われていた方も在宅で勤務されるようになり、それによるストレスなどでDVも増えてきたと聞いて

おります。一方、こういう暗い話だけではなくて、こういったときに地域の支え合いというものも進んでおりまして、例えば子ども食堂も藤沢市内で増えてきていると聞いております。

いろいろなこうした時代が変わっていくにつれ人権課題もさまざまな変化を遂げてきておりますが、こうした新しい課題にも私たちがこれから対応していけるように努力していく必要があるかと思っておりますので、ぜひ皆様方、何かお気づきのことがあれば、どんどん積極的にご意見をお出しいただけるようお願い申し上げます。

それでは、今日の議題に入りたいと思います。

議題1「人権施策推進指針【改定版】」に関する令和元年度事業実績調査について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（中村） では、私から説明させていただきます。

「人権施策推進指針【改定版】」、こちらの冊子になりますけれども、市では各種施策を推進する際に、人権尊重の視点を取り入れたものとするためにこちらの指針を策定しまして、職員に向けたガイドラインとしております。本市の人権施策の基本理念としまして、「人権を大切にし、『人権文化』を育むまちづくり」を掲げ、基本目標として、「個人が尊重され、自分らしい生き方ができる社会の構築」「ともに支えあい、ともに生きる社会の構築」「協働による施策の推進」という3つの目標を掲げております。

第3章に「人権施策の総合的な推進に向けて」という部分があるのですが、そちらで本市の人権施策の総合的な部分を示しておりまして、また、第4章に「分野別人権施策の推進」がございまして、分野別に個別の課題を上げております。この人権指針の第3章と第4章に記載の部分や施策の方向性に基づいて事業を行っている課から、事業の取組状況を報告してもらった結果が資料1-1となります。第3章から第4章の施策の方向性に該当する事業を行っている課に報告をしておりますので、全ての課が対象というわけではありません。

なお、昨年ご指摘のありました保育園につきましては、「保育課プラス14保育園」ということでまとめて報告を受けております。

こちらの事業実績調査は毎年行っているものになりまして、ふじさわ人権協議会に定期的に報告することも人権指針の第5章に位置づけられており、今回ご報告をさせていただくものとなります。人権指針が改定版になってから今回が4回目の調査となっております。

次に、資料の説明をさせていただきます。

まず、資料1-1ですが、各課から報告が上がってきた事業について、人権指針の体系別に並べたものになっております。お開きいただきまして、中心よりも右側に②充実度という記載があるのですけれども、こちらにABCDE×(ばつ)の記載がございます。こちらは各課がそれぞれの実績に基づいて充実度を入力してきたものになります。充実度の内容につきましては、資料1-1の表紙の裏側に記載してございます。次に資料1-2ですけれども、こちらは、各分野や施策の方向性別に事業数と事業の充実度をまとめたものになります。続いて資料1-3は、事業数を課ごとにまとめたものになります。

まず、資料1-2に基づきまして、事業の充実度について簡単にご説明させていただきます。資料1-2のページをおめくりいただきまして3ページをご覧ください。

下から2段目に数字が幾つか書かれていると思うのですが、こちらに419という数字がございますけれども、こちらは、今回、全体で419の事業の報告があったということになります。419の中には重複した事業も含まれておりますが、人権指針の第3章と第4章の施策に該当する事業が419事業あるということになります。

その2つ右側に363とございますが、こちらが充実度Cの事業数になります。Cといたしますのは、「前年同様、事業に取り組み、充実した結果が得られた」というものでありまして、全体の86.6%がCであったと、約8割がおおむね充実した成果が上がっているということになります。

その右側に7とございますが、こちらは充実度Dの「前年度並みの充実を図ることができなかった」事業になります。こちらの7事業中5事業は、新型コロナウイルス感染症のために事業が中止となったことによるものです。残りの2つの事業は、1つ目は、「高齢者の位置情報提供事業という事業」で、GPS端末を貸与することで、高齢者が認知症などにより行方不明となった際に早期発見を図るサービスだったのですけれども、GPSを常に持ち歩かなければならないですとか、利用面での難しさなどからなかなか普及しなかったということで、利用者の方はほかのサービスに移行していただいて、今後は、またほかの手段を検討していくことにしたということでDの評価になっています。もう一つは、「シルバー人材センターの事業会計助成費」というものがございまして、シルバー人材センターの就業していない

会員の方に対して状況を確認するアンケートを実施しました結果、退会することになった方が多かったために、会員数が減って目標に到達しなかったということでした。

その右の8ですけれども、こちら充実度E「隔年又は数年おきに実施」の事業になります。こちらは各公民館の事業計画などによって、昨年度行われなかったものになります。

それから、419の右側に13とございまして、こちらは充実度Aの「新規事業」になります。その右の17が充実度B「前年度よりも充実・拡充した」事業になります。AとBを合わせますと30事業になりまして、一番右側に充実度×(ばつ)「廃止・終了事業」というものがありますけれども、こちらは11事業ございしますが、こちらを大きく上回っておりまして、全体的に人権施策の総合的な推進が図られたものと考えております。今後もより充実した施策の推進が図られるように、関係各課などと連携して取り組んでいきたいと考えております。

それぞれの充実度で代表的なものを資料1-1から少し紹介させていただきます。

まず、充実度A「新規事業」では、資料1-1の68ページに393番「高齢者・障がい者・困難を抱える若者等への就農支援」とございまして。こちらの事業は、農業の従事者と障がい福祉サービス事業者等の連携を強化しまして、障がいのある人の社会参加に対し、農業がその受け皿となるように仕組みを構築して就労機会の提供を行うものになります。こちらの事業は、農業水産課、障がい福祉課、地域包括ケアシステム推進室の3課が連携して実施しております。

次に、充実度B「前年度よりも充実・拡充した」事業ですけれども、こちらは東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組というのが7事業ございまして、人権、平和、多文化共生、国際交流、バリアフリー化など、オリンピック・パラリンピックの開催を契機に意識啓発の取組推進について、市内の関係機関・団体において認識を共有して共生社会の推進に向けた施策の推進を図った、また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としまして、パラリンピックにおける競技種目の普及啓発事業等を積極的に行い、障がい者理解等の促進に努めたといった事業がございました。

充実度C「前年同様、事業に取り組み、充実した結果が得られた」ものにつきましては、全体の約8割となっております、こちらは後ほどご確認いただければと思います。

充実度Dの「前年並みの充実を図ることができなかった」事業で、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業は、人権出前教室という人権擁護委員の方が市内小学校で、啓発冊子を使って人権についての出前授業を行う事業ですとか、市民センターでのイベントなどがございました。

○片岡会長 すみません、事務局、資料1-1の何ページのどこにありますか。

○事務局（中村） 人権出前教室ですと、1ページの2番になります。

○片岡会長 先ほどのオリ・パラは。

○事務局（中村） オリ・パラは、7ページの29番ですとか、44ページの266番などがございます。

次に、充実度Eですね、「隔年又は数年おきに実施のため令和元年度は実施がなかった」という事業につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、主に市民センターの講座などで、公民館の事業計画などにより行わなかったものになります。こちらは、36ページの223番、六会市民センターの「認知症を知ろう」という講座ですとかがございます。

×（ばつ）の「令和元年度に事業を廃止・終了したもの」につきましても、主に市民センターの講座などで、内容を変更したり別事業を実施したりしたことによって、廃止・終了となっているものになります。こちらは46ページの279番、善行市民センターの福祉体験講座ですとか、こういった公民館での講座になります。

私からは、簡単になりますが、ご説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○片岡会長 事務局、ありがとうございました。

ただいま事務局からご説明がありました。まず、皆様のほうから何かこれに関してご質問はありますでしょうか。

○宮部委員 一番初めに説明があったDのところで、よく聞き取れなかったのですが、それは222番と227番ですか。

○事務局（中村） そうです、222番と227番です。

○片岡会長 ほかにご質問ありますか。

○深田委員 神奈川県内では、私の知る限り、こうした施策を推進するための人権指針を持っている自治体が県を含めて13あると思うのです。今日ご説明いただいて、本当にすばらしいなという視点からの話なのですが、ほかの自治体で、指針はあるが、それが具体的な事業にどう反映されて、どのくらいの自己評価をし



ているかというような資料を見たことがないので、これは素晴らしいと思うのですが、質問は、ほかの人権指針を持っている自治体でも、こうした作業をしている自治体をもしご存じだったら教えていただきたいと思います。

○事務局（中丸） 申し訳ございません。

○深田委員 聞いたことないですよ。多分非常にいいことをしていると。

○片岡会長 だそうです。よかったですね。

○深田委員 人権指針をつくって、つくりっ放しということが多いんですね。具体的な事業の中にそれを落とし込んでいくというところまでやっているところは、あまり聞いたことがないので、素晴らしいなと思いました。

○片岡会長 実効性がなかったら、本当に絵に描いた餅ですよ。なので。ただ、これも、ですから、自分たちで評価しているの、非常に客観的に見るのが難しい分野だと思うのです、点数で出るわけでもないです。例えば、イベントのように参加人数でそれを評価するのとか、そこは非常に難しいと思うのですが、何かよりよい方法があれば。

○事務局（中丸） 人権に関することについては、やはり啓発していくということが大きいところだと思いますので、数字にはあらわれないところだと思います。それについて事業に取り組むということが、やはり大事なのかなと。今言われたような数字にあらわれない部分であっても、取り組んでいることで、あとは、それが効果的なのかどうかというところは、やはり各課において検証しなければいけない部分なのかなと思うのですけれども。

それを検証した上で、充実度ということを出していただいていると伺っています。

○片岡会長 そうですね、非常に正直にEなどをつけられているなと私は思った、お気の毒にと。今年は特にコロナの影響もありましたのでそう感じましたが。こういった事業を担当されている職員の皆さんが、自分たちがしている事業に少なくとも人権の視点を入れていかなければならないのだという、職員の皆さんの自覚を促す意味でもいいのかなと思っています。

ほかに、皆さんご意見がありましたらどうぞ。

○森委員 どういう団体がどういう活動をしているかという内容を見て刺激を受けるということも行われているのですか。団体とかがいろいろな企画をしていますよね。

○片岡会長 これは各課です。

○森委員 これは、どんなことをしているか読むことができるのですか。

- 片岡会長 これはシェアしているのですね。
- 事務局（中丸） 庁内にも出していますし、会議の資料でもありますので公開もしております。
- 森委員 では、それを見ながら、それを取り入れたり刺激を受けたりということは、活性化されているということになるのですね。
- 事務局（中丸） はい。
- 片岡会長 ほかに何かご意見、ご質問ありますか。
- 宮城委員 例えば、啓発活動を今年度はさまざまな事情において実施している中で、来年度以降も少し不透明な点があるので、例えば、今後はこういう形でやっというとか、そういった検討状況とかがもしあれば、現時点で結構ですので、教えていただければ。
- 事務局（諏訪間） コロナという視点というか、そこを踏まえた取組という点では、この間も、ICTを活用したというようなところも踏まえながら事業を実施していくということになると思います。ICTを活用する中で、先ほど片岡会長からご指摘あったように、何となく行ってしまったことによって、意識していない、そういった人権の課題につながらないようにとかというところは、あわせて配慮しなければいけないところだと思いますけれども、今行っているコロナの対策を踏まえたところの取組を継続するところに人権の視点を必ず入れていくということは考えております。
- 片岡会長 ありがとうございます。
- ほかに何か皆様ご意見ありますか。よろしいですか。
- それでは、次の議題に進みたいと思います。
- それでは、議題2「令和2年度人権啓発の各課取組」に関するコメント分担について、事務局、お願いいたします。
- 事務局（中丸） 議題2につきまして、中丸から説明させていただきます。資料につきましては、「資料2」と「参考」という資料になります。
- まず、この各課の取組ということですが、この取組は、先ほども会長からありましたように、職員が人権意識を、いかに高く人権感覚を保っているかということがとても大切なところとなるということで、職員に対しては、さまざまな人権研修に取り組んでいるところでございますが、こちらも職員研修の一つでございます。各課において、その課の中でテーマを決めて人権啓発の研修を行っているも

のでございます。

本市では、各課の所属長が人権施策推進責任者、課長補佐級の職員が人権施策推進担当者となりまして、その各課において職員の人権研修に取り組んでおります。このテーマにつきましては、実際に行っている業務にはとらわれずに、人権意識の啓発に関する年間のテーマを人権指針の分野別課題の中から選んでいただいて、その年間を通して研修を行っていくというものになります。

この資料2につきましては、今年度5月に各課が設定した年間のテーマや具体的な取組予定をまとめたものでございます。表紙をめくっていただきまして、表紙の裏面に分野別の表があります。こちらが各課で取り上げた分野別の番号のとおりカウントしていきまして、今年度につきましては、この中で全部で208取り上げています。各課の数は125ですけれども、1つの課でテーマが重複して上げている課もありますので、数は課の数よりも多くなっております。

今年のテーマの傾向といたしましては、⑧の就労者の人権が40となっております。こちらは昨年も44課ということで多かったですけれども、今年も多く、全体の3分の1ほどの課がテーマに上げております。こちらは、やはり昨今、働き方改革やワーク・ライフ・バランスと言われる中で、風通しのよい働きやすい職場をテーマに上げている課が多いようでございます。

また、④の障がいのある人の人権というところにつきましては、昨年度は32だったのですが、それが前の年から10課ほど多くなっていて、大体、突然多くなったところは次の年は減るのですけれども、今年も引き続き取り上げている課が多くなっております。

今年はこのようにテーマを設定されています。こちらについては、各課においておおむね5月に報告をもらって、その後、1月末までに取組を実施していただいて、その取組の実施報告を1月末までに出していただくことになっております。この取組結果について、委員の皆様には、その結果を見て叱咤激励のコメントをいただいている、そういうものでございます。

昨年、この会議において、このコメントをつけて、また職場にフィードバックしているのですけれども、それが活かされているのかどうかということでご質問があったところでございますが、その点につきましては、今回の1月の実施報告の際に簡単にアンケートのような形で確認をしていきたいと思っております。

次に、参考ということで、このコメント分担表というものがございます。一応皆

様に、一番右側が昨年度の担当をしていただいた委員のお名前が載っています。また、今回こちらのほう、昨年と同じところを担当していただくのか、それとも新しく振り分けをするのかというところについてご協議いただければと思います。

コメントの分担の数ですが、課は126あるのですが、議会事務局が2課あるところを合同で研修を行っているということで、全部で125課あります。こちらは5人の委員の方には11課分、7人の委員の方には10課分をご担当していただくような形になります。担当する課が大変多くなって申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

このコメント分担のスケジュールですけれども、1月末が各課から実績報告を当課に提出する期限としておりますので、それを取りまとめまして、2月中旬ごろに皆様に依頼をさせていただきたいと思っております。こちらはデータでやり取りをさせていただいておりますので、データで送らせていただきたいと思います。昨年は、この依頼が2月20日ごろになっているのですけれども、少しでも早くお送りできればと思っております。その後、昨年は3月11日だったのですけれども、3月上旬ごろにコメントを入力していただいたものを事務局に送り返していただきたいと思います。3月17日水曜日が第3回の協議会を予定しておりますので、そちらのときに全体をまとめたものをご報告させていただき、その後、各課のほうにフィードバックしていきたいと思っております。

こちらは本当に大変な作業となるかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○片岡会長 事務局ありがとうございました。

前から委員をなさっている方はよくおわかりかと思うのですが、新しい委員の皆さん、先ほどの事業と今のこの人権啓発の各課の取組という意味の違いがお分かりいただけましたか。何かご質問ありますか。

これは、いわゆる普通の事業に対する報告とは違うのですね。市の職員の皆さんが、いろいろな普段なさっているお仕事、それと、いろいろな研修でとてもお忙しいと思うので、人権の啓発、人権意識を上げてもらうためにあまり負担をかけたくないところがこれが始まった理由で、各課で1年に1つターゲットとなる課題を決めていただく。その課題は人権指針の13あるテーマの中から選んでいただく。自由に選んでいただいて、それを例えば朝礼でやっていただくとか、あるいは

啓発ビデオを見ていただくとか、ほかの機会に何かそれについて話していただくとかという形で各課の人権意識を上げていこうということで、各課の業務と直接リンクしたものではないのですね。

それで、そういうふうにしていただいた結果を、一応ご報告を1月末にいただくので、それに対してエンカレッジする上でのコメント、こういう取組はよかったですね、できればこういうふうにしたほうがもっといいのではないのでしょうか、あるいは、ここのほかのこういう課のものも参考になるかもしれませんとか、あるいは、とにかく来年につながるような、少しでもやる気を出していただけるようなコメントを我々が返していくという作業がこの後待っております。

大体おわかりいただけましたか。

○岸本委員 そのコメントは、取組一覧の各セルを見て考えるのですか。

○片岡会長 そうですね。テーマ設定が毎年5月ぐらいでしたか。

○事務局（中丸） 5月にしていただいたものが資料2になります。

○片岡会長 今年の第1回であれば、そのテーマ設定ぐらいが多分見られた。

○事務局（中丸） 見られないです。5月末までに出してもらっているのです。

○片岡会長 では次、今回で今年のテーマ設定が見られて。

○事務局（中丸） 資料2がテーマ設定したものです。今、岸本委員がご覧いただいているのは昨年のもので。

○片岡会長 参考に、そんな感じで皆さんから…

○岸本委員 それが最後のコメント欄の記載になるのですね。

○事務局（中丸） そのコメントが抜けた形の今年度分というものを取りまとめまして、1月末までにその結果報告というものがまとまりますので、それを委員のお宅にお送りして、そのコメント欄が空欄になっていますので、そここのところにコメントしていただくような形になります。

○片岡会長 例えば、昨年までの同じ課の取組がわかったりもしますね、その前の年の資料があると。そうすると、ある課は毎年同じことをやっているのが見え見えだったりするわけですよ。そうではなくて、毎年とても工夫しているところもあるし、我々が、「この課はビデオを見たというけれども、じゃ、見ただけで、その後話し合ったんだろうか」とか疑問も出てまいりますので、そういった「これはお話し合いをされましたか」というような疑問を書かれても構いませんし、本当に、そこは各委員の皆様のお気持ちで書いていただきたいところです。

- 岸本委員 10～11あるとなかなか1個1個に掘り下げていくのは難しいと思うのですけれども、今の「お話し合いをしましたか」というコメントから、さらにフィードバックを得て、より掘り下げたコメントを行うとか、そういう過程を経ないのででしょうか。もう取組一覧だけを見て、疑問に思ったら疑問だけをコメントするみたいな感じになるのですか。
- 片岡会長 それはもう来年に活かしていただくしかないですね。来年の取組に活かしていただくように、ここまではとてもよかったけれども、これをするとなおよくなるかもしれないといったサジェスションであるとか。
- 岸本委員 例えば、今、片瀬中学校の学校評議委員もさせていただいて、こういうアンケート結果を基に、学校の取組についてコメントをするのですけれども、年2回か3回ぐらい、授業参観や学校見学をしています。具体的なイメージを持たほうがコメントがしやすいのですが。
- 片岡会長 はい、そうですね。
- 岸本委員 紙だけで見て、適切にコメントができるかちょっと自信がない。
- 片岡会長 そうなんです。やはりそれは、各課のこの書面を書く担当の方の腕次第でもあるのですね。書くのが上手な方は、多分盛って書かれているかもしれませんが、下手な方は、実際はもうちょっときちんとやったのに下手に書かれているのかもしれない。そこはもう判断できないのですよ。ただ、1つ間違えないでいただきたいのは、これは評価ではないのです。評価ではなくて、あくまでも、せつかく報告を書いていたので、何もこちらからレスポンスしないのではなくて、次の年につながるように応援してあげる意味のメッセージだと捉えてください。
- 岸本委員 わかりました。ありがとうございます。
- 片岡会長 ほかに何かご質問が。
- 宮城委員 質問というかお願いですけれども、私たちの事情ですが、3月は結構、春闘というのがあって忙しくなる。なので、2月の中旬ぐらいが限度かもしれないけれども、可能なら、できるだけ早くいただきたい。それはお願いです。
- 片岡会長 すみません、お忙しいところ。
- 事務局（中村） そのように努力します。
- 片岡会長 ほかにご意見、ご質問ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、具体的にこのコメントの分担についてお話を進めていきたいと思えます。

参考となるのが、参考という資料が皆さんのところに行っているかと思います。これが昨年度の担当が書いてありまして、今年分、令和2年度が空欄になっております。どのように決めてまいりましょうか。

何か特定の分野を、特に特定の課を中心にやりたいという方がいらしたら、先におっしゃってください。いかがでしょうか。

もし、そうでなかったら、事務局にお任せでよろしいですか。どうしても都合が悪い場合は、事務局を通してどなたかとバーターしてもらおうという形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○片岡会長 はい。それでは、そういう形で進めさせていただきたいと思いますので、事務局よろしく願いいたします。

それでは、議題3に進んでよろしいでしょうか。

○事務局(中丸) 今のところですけれども、基本的に、そうすると前年のところをもう一度、本年度も見ていただくような形で、委員の方が入れかわっている方には、その前任者の分担のところを見ていただくような形に考えていきたいと思っておりますので、もし、それでもこの部署がだめとか何かありましたら、事前に声かけいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○片岡会長 ありがとうございます。

～議題3は、非公開～

○片岡会長 それでは、引き続き議題4「令和2年度 人権eラーニング研修(案)について」、事務局ご説明をお願いいたします。

○事務局(中村) それでは、私からご説明いたします。

まず、「eラーニング研修」といいますのは、各課で独自に作成したパワーポイントのスライドを利用しまして、職員情報ポータル利用端末、パソコンにおいて各自で読み進めて行う研修のことです。

対象者は、職員情報ポータル利用端末の生体認証の登録を行っている全職員となりまして、消防局の職員、保育士、市民病院の事務職員、臨時職員等を含んでおります。ただし、市民病院の医師、看護師、専門スタッフなど、職員情報ポータル利用端末を利用していない職場の従事者は対象にはなっておりません。

昨年度の研修対象者数は3,193人で、受講終了率は98.1%となっております。対象者数は、全対象者数は3,251人ですけれども、そこから病休、休職している受講対象外の人数と、理事者、部長等の集計対象外の人数を除いた数となっております。

実施時期は、昨年度は1月20日から3月13日までとなっております、今年度も同様の時期を予定しております。

お手元の資料4が、今年度のeラーニング研修用のパワーポイントとなります。お配りしたものは白黒ですが、実際に学習していただくのはカラーになります。昨年度のものよりも画面のデザインをシンプルにし、より読みやすくなるようにしました。

内容的には、資料4の3ページの上段にございます「新型コロナウイルス感染症と人権」の項目を新たに加えております。また、来年4月から導入を予定しているパートナーシップ宣誓制度について、12月議会で審議がされて、承認いただけるように現在取り組んでいるところですが、このパートナーシップ宣誓制度のスライドを追加するイメージで考えております。場所としましては、10ページの下段の(4)多様な性と人権の5ページ目があるのですけれども、そちらの後ろに入れる想定で考えております。

ご覧いただいてご意見などございましたら、お伺いできればと存じます。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○片岡会長 ありがとうございます。

この人権eラーニングは、毎年、職員の方が行われているネット上の研修制度ですけれども、今年は身近な課題というか、やはりアップグレードされているな、コロナのことも入っているし、オリンピックのことも入っているし、とても入っていきやすいのではないかと。ただ、一方で人権の課題はすごく幅が広いもので、盛りだくさんに欲張ってつくっているなど。でも、どこかを落とすのはさすがに気が引けたんだろうなと思うような内容でしたけれども。

これをご覧になって、何か皆さん、ご意見、ご質問がありますか。いかがでしょうか。

○深田委員 これは、基本的に毎年内容が変わると考えてよろしいですか。

○事務局(中丸) 全部が全部変わるわけではないですけれども、今あったような、ちょっと変わったことがあれば追加したり、何年か経つとちょっと目線を変えない



と、「昨年と同じだ」と思われてしまうといけないので、ちょっと変えたりはしています。

○深田委員 それで、いろいろな課題について書いてあって、職員の方が選んで使われる以外に、一般市民の方に1つのコンテンツとして提供はされていないのかな、何かもったいないなという気がするのですが。

○事務局（諏訪間） 例えば、人権の出前講座、教室において、市の職員が市民の方から、そういった授業や講座をしてくださいというご依頼があった際に、恐らく、人権全般として理解をしていただくにはいい資料になるかとは考えております。その依頼をいただいた方とか団体の主要なテーマを中心に、職員のほうからご説明するというのがありますので、そういうときに活用するかなということは考えております。コンテンツとして公開するようなところは意識はしていないのですけれども、そういったところでは使えるのかなと考えております。

○深田委員 藤沢市のホームページで自由に見られるようにしてもいい内容だと思いますし、あるいは、そういうふうになっていれば、学校で先生が教材として使うこともできる内容だと思うのですね。また、せっかく作られるのだったら、そういうことも今後検討されたらどうかと思います。

○事務局（諏訪間） ありがとうございます。

○片岡会長 確かにいいコンテンツですね。私は、今回で結構気に入ったのが、9ページのソジ／ソギのところで、「こう考えてみてはいかがでしょう。『SO（性的指向）は『誰と生きるか』GI（性自認）は『どう生きるか』』というところが、なるほどと何か腑に落ちたというか。文字がいっぱい書いてあるよりも、こういうアイデアがあると、人ってより理解しやすいのかなと感じました。

ほかにご意見ありませんか、このeラーニングについて。ご質問はいかがでしょう。大丈夫ですか。

では、議題4については以上にいたします。

それでは、議題5「その他」についてまいります。

まず、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（諏訪間） 資料はございませんが、口頭で情報提供させていただきます。

次期ふじさわ男女共同参画プランの策定状況についての情報提供となります。

現行のふじさわ男女共同参画プラン2020につきましても、今年度が目標年次の終了となりまして、そのため、これまでの進捗の管理とか藤沢市の男女共同参画

に関する市民意識調査報告書などを踏まえまして、向こう10年間を目標年とする男女参画共同プランの策定を現在行っております。

その策定に当たりまして、現計画の課題とか自治体を取り巻く社会情勢などを踏まえまして、また、本市の市政運営の総合指針の改定を現在行っておりますので、その中のコンセプトの一つである、共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまちづくり「インクルーシブ藤沢」の視点に基づいた策定を行っているような状況となっております。

今回、男女共同参画プランにつきましては、名称もSDGsの目標の一つとして掲げている「ふじさわジェンダー平等プラン2030」という、仮称になりますけれども、そういったところも取り組んでおりますので、一応、今回12月の市議会にも中間報告としていきます。

市議会でのご意見を踏まえまして、こちらのほうにまた情報提供させていただきます。そういった取組を同じ課で進めておりますので、すみません、資料はないのですが、情報提供とさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○片岡会長 ありがとうございます。

私も委員として出させていただいておりますが、「男女共同参画」という言葉が出てきたときに、「何てわかりにくいのだろう」と思っていたのが、やっと「ジェンダー平等」という言葉を表立って使えるようになったこの世の中の変化というのをとても感じております。

1990何年でしたか、男女共同参画社会基本法ができたのは、99年ぐらいでしたか。ですから、20何年ですね、こういうふうに変化して変わっていくので、何か歴史の流れを本当に感じております。

ほかに、皆様のほうから何か情報提供等ございますか。よろしいでしょうか。

○深田委員 皆さんご承知のように、今年の7月から川崎市で、県内で初めての人権条例「差別のない人権尊重のまちづくり条例」が全面施行されて、とりわけヘイトスピーチについては、初めて罰金という罰則を科すという条例がスタートしたところですが、まだ7月からなので日数があまり経っていませんが、いろいろな話を聞いたり、ネットで相当ひどい、とりわけ在日外国人に対する差別的なヘイトスピーチがあったりしたものが、今のところちょっと抑止効果はあるのかなという印象を受けています。

それで、今、相模原市が同様の条例をつくるということで協議を進めているとこ

ろですが、ぜひ、藤沢市も神奈川県内の中では人権とか男女平等とか、あるいは平和の課題についてはかなりリーダー的な存在の自治体であると思っていますので、人権条例についてそろそろお考えいただけたらいいのかなとは思っています。

○片岡会長 ありがとうございます。私も同感です。

1つ、私のほうから、これはご紹介なのですが、京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」というところがあります。ここと「一般社団法人ホワイトリボンキャンペーン・ジャパン」という男性の非暴力を推進している組織があるので、こちらが新しいブックレットを出しまして、有害な男らしさをメインテーマに、要するに男の方って、暴力的、他者と競争して暴力的になるように仕向けられるようなところがあるので、タイトルが、「僕らは誰も傷つけない『男らしさ』の謎を探る冒険」というブックレットが出たばかりです。機会があるときにぜひご一読ください。

男女共同参画あるいはジェンダー平等という、つい男社会の中で差別される側の女性の権利に目が行きがちなのですけれども、やはり男性の生き方をもっと自由にしていく、マジョリティの主流に乗っかって組織の中で、例えば出世していく方は、一定の暴力的な方が好まれる傾向にあたりするわけですね。そういったものをそろそろ見直して、男性も女性も肩の荷をおろして、もう少し自分らしく自由に生きられるような社会ができたらいいなと思っておりますので、ちょっと男性に注目したのは珍しいと思ってご紹介させていただきました。

以上です。

では、ほかに皆様のほうから何かご意見あるいは提供されるものがありますか。

ないようでしたら、これもちまして閉会とさせていただきます。議事進行にご協力いただきありがとうございます。

事務局にお返しいたします。

○事務局（諏訪間） 片岡会長ありがとうございました。

(以下省略)